

北但行政事務組合人事行政の運営等の  
状況の公表に関する条例

〔 平成 18 年 2 月 22 日  
　　条例 第 1 号 〕

改正 平成 28 年 2 月 24 日条例第 4 号 令和元年 11 月 1 日条例第 3 号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等に關し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

**第2条** 任命権者は、毎年 6 月末までに、管理者に対し、前年度の人事行政の運営状況を報告しなければならない。

(任命権者の報告事項)

**第3条** 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員及び同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数の状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他勤務条件の状況
- (5) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (6) 職員の服務の状況
- (7) 職員の退職管理の状況
- (8) 職員の研修の状況
- (9) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (10) 職員の競争試験及び選考の状況
- (11) その他管理者が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

**第4条** 但馬公平委員会（以下「公平委員会」という。）は、毎年 6 月末までに、管理者に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

**第5条** 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表)

**第6条** 管理者は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末までに、第2条の規定による報告をとりまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

**第7条** 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 北但行政事務組合公告式条例（平成7年条例第1号）別表に定める掲示場に掲示する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(委任)

**第8条** この条例に定めるものほか必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月24日条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月1日条例第3号）抄

この条例は、令和2年4月1日から施行する。